

○ 甲府市旅館業法施行条例

平成30年12月26日

条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備の基準)

第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 施設の外壁、屋根、広告物その他の外観は、善良な風俗を害することがないように、形態、色彩及び意匠がその周囲の環境と調和するものであること。

(2) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

ア 宿泊者等の全てが通過する場所に設けられていること

イ 宿泊者等の出入りを容易に見通すことができること。

ウ 事務を執るに適した広さを有し、かつ、宿泊者と従業員が面接できる構造であること。

(3) 入浴施設は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室及び脱衣場(蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気、温泉等を組み合わせで使用するもので、市長が善良な風俗を害するおそれがないと認めたものにあつては、洗い場及び脱衣場)の内部は、外部から容易に見えない構造であること。

イ 原湯等を貯留する槽(以下「貯湯槽」という。)を設ける場合は、次のとおりとすること。

(ア) 通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を備え、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水を消毒する設備を備えること。

(イ) 完全に排水できる構造であること。

ウ 浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を再利用する場合は、ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)を設けること。

エ ろ過器を設ける場合は、次のとおりとすること。

(ア) ろ過器は、浴槽ごとに設けるよう努めること。

(イ) ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄又は交換が行えるものであること。

(ウ) ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。)を設けること。

(エ) 浴槽における原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)及び原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)の注入口は、循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

(オ) 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

(カ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。

オ 浴槽からあふれ出た湯水(以下「オーバーフロー水」という。)及びこれを回収する槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管(オーバーフロー水を回収槽に導く配管をいう。以下同じ。)は、直接循環配管に接続しない構造とし、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造とし、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒できる設備を設けること。

カ 屋外に浴槽を設ける場合は、浴槽内の湯水が配管等を通じて屋内の浴槽に混じることのない構造であること。

キ 配管内の浴槽水を完全に排水できる構造であること。

ク 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄及び消毒できる構造とし、又は配管等を要しないセンサー方式とすること。

ケ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設ける場合は、次のとおりとすること。

(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(イ) 点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。

(ウ) 空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。

コ 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

サ 調節箱(洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。)を設ける場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

(4) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア 便所は、換気設備を有すること。

イ 便所の手洗いは、宿泊者の利用しやすい位置に設け、適当な数の給水栓を有すること。

ウ 便所を付設していない客室を有する階にあっては、共同用の便所を設けること。

(5) 次に掲げる要件を十分に満たす適当な採光及び照明の設備を有すること。

ア 客室が、窓等により自然光線が十分に採光できる構造であること。

イ 照明設備が、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものであること。

2 政令第1条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準については、前項(第4号ウを除く。)の規定を準用する。

3 政令第1条第3項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準については、第1項第4号(同号ウを除く。)及び第5号の規定を準用するほか、客室は、収容定員に応じ十分な広さを有することとする。

(社会教育に関する施設等の指定)

第3条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館

- (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設
 - (4) 前3号に掲げる施設のほか教育、文化、スポーツ等に関する施設のうち、主として児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に定める児童をいう。以下同じ。)の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、市長が指定するもの
- 2 市長は、前項第4号の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(旅館業の許可について意見を求める者)

第4条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
- (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であつて、当該施設について監督庁があるときは当該監督庁、監督庁がないときは市長

(衛生措置の基準)

第5条 法第4条第2項の条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業の施設の換気については、次の措置を講ずること。
 - ア 換気口は、常に開放しておくこと。
 - イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
- (2) 旅館業の施設の防湿については、次の措置を講ずること。
 - ア 排水設備は、流通を良好にし、排水に支障のないようにしておくこと。
 - イ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。
- (3) 客室の収容定員は、次の基準によるものとする。
 - ア 旅館・ホテル営業及び下宿営業
客室の有効面積3.3平方メートル以上について 1人
 - イ 簡易宿所営業(法第3条第1項の許可の申請に当たって客室の延床面積を33平方メートル未満とするものに限る。)
客室の床面積3.3平方メートル以上について 1人
 - ウ 簡易宿所営業(イに掲げるものを除く。)
客室の有効面積1.6平方メートル以上について 1人
- (4) 客室等にガス設備がある場合は、客の見やすい位置にガス栓の所在場所、ガスの元栓の開閉時間及びガスの使用方法等についての注意書を掲示し、ガスの元栓は、客室等の客の安全を確認した後でなければ開放してはならないこと。
- (5) 客室その他適当な場所にくず入れを備えること。
- (6) 寝具類については、次の措置を講ずること。
 - ア 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。
 - イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び浴衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
 - ウ 寝具類は、常に清潔にし、随時日光にさらす等適当な方法により消毒すること。

- (7) 入浴施設については、次の措置を講ずること。ただし、浴槽水を循環させることなく宿泊者ごとに換水する客室に設置された浴室については、ア(浴槽水に係る部分に限る。)、ウからオまで及びケの規定は適用しない。
- ア 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。)、上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。)及び浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- イ 貯湯槽を設ける場合は、次のとおりとすること。
- (ア) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (イ) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。
- (ウ) 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。
- ウ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。
- エ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄を保つこと。
- オ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設けて浴槽水をろ過する浴槽にあつては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- カ ろ過器を設けて浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
- (ア) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
- (イ) 循環配管は、図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去するよう努めるとともに、1週間に1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去することに加え、1年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。
- (ウ) 集毛器は、毎日清掃及び消毒をし、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
- (エ) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用すること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。
- (オ) 塩素系薬剤を浴槽水の消毒に使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、通常1リットル中に0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。ただし、結合塩素のモノクロラミンを使用する場合は、結合残留塩素として1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。
- (カ) 塩素系薬剤等は、ろ過器の直前に投入し、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- キ 浴槽に湯水があるときは、ろ過器(ろ過器を設ける場合に限る。)及び消毒装置を常に作動させること。
- ク 屋外の浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。
- ケ 回収槽内の水を浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒すること。

コ 水位計を設ける場合は、少なくとも週に1回、適切な方法で配管内の生物膜を除去すること。

サ 気泡発生装置等を設ける場合は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

シ シャワー設備を設ける場合は、次のとおりとすること。

(ア) 少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。

(イ) シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、1年に1回以上洗浄により内部の汚れ及び水垢を除去し、消毒を行うこと。

ス 調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

セ 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。

ソ 新規に入浴施設の使用を開始するとき及び入浴施設の使用を休止した後に使用を再開するときは、配管等の設備を十分に消毒すること。

(8) 洗面所の水は、飲用に適するものを十分に供給すること。

(9) 便所は、常に清潔にして防臭及び防虫の措置を講じ、手洗設備の湯水は、常に清潔なものを十分に供給すること。

(10) 常に営業施設の内外の清掃に努めるとともに、ねずみ、昆虫等の発生防止及び駆除に努めること。

2 市長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、修学旅行等の団体を宿泊させるものその他特別の事情があるものについては、前項第3号に規定する基準に関し、必要な特例を規則で定めることができる。

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に法第3条第1項の許可を受け営業している旅館業の施設については、甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(令和4年9月条例第29号)第1条の規定による改正前の第2条第1項第3号イからエまでの規定は、当該施設における入浴設備が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、適用しない。

附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受け営業している旅館業の施設(この条例の施行の日前に当該許可の申請をし、同日以後に当該許可を受けることとなった旅館業の施設を含む。)について、第1条の規定による改正後の甲府市旅館業法施行条例第2条第1項第3号及び第4号の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。

- 3 第1条の規定による改正後の甲府市旅館業法施行条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る旅館業法第3条第1項の許可について適用し、同日前の申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。(施行の日＝令和5年12月13日)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。(施行の日＝令和6年9月27日)